

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社 [REDACTED]

準備書面 1

令和2年3月5日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8番20号 井上ビル3階

鯉城総合法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

電話 082-227-24 [REDACTED]

FAX 082-227-6699

本件プログラム1、本件プログラム3、サイレントロボについて、以下のとおり、主張する。

第1 「マンロック環境監視プログラム」（本件プログラム1）について

1 本件プログラム1の概要

被告は本件プログラム1を利用する際、株式会社キーエンス製のペーパーレス記録計TR-V500（以下「ロガー」という。）を使用する。

このロガーは、計測して収録し、計算したデータを、WEBブラウザを通じて表示する機能を持つ。

本件プログラム1は、このWEBブラウザの表示において、最大8台分のロ

ガーのデータを1台のパソコンのブラウザに分割表示できるようにし、かつ警告出力機能を設けたプログラムである。

2 本件プログラム1が著作物でないこと

- (1) プログラム著作物において、言語、規約、解法には、著作権が及ばない（著作権法10条3項）。
- (2) 本件プログラム1のソースコードは、プログラミング言語 Visual Basic で記述されているところ、そのソースコードを整理すると、乙第1号証のとおりとなる。

この乙第1号証のうち、右側に赤字で「規約」と記載した箇所は、著作権が及ばない「規約」に該当するものであり、記述されているものは語句や数字であって思想又は感情を表現したものではない。

また、この乙第1号証のうち、「解法」と記載した箇所は、著作権が及ばない「解法」に該当するものであり、記述されているものは一般的な構文、命令文であって創作性がない。また、多くの記述は、インターネット上に公開されたサンプルプログラムが使用されており、原告が創作したものではない。

- (3) よって、本件プログラム1は、原告の著作物に当たらず、原告は本件プログラム1の著作権者ではない。

第2 「騒音振動プログラム」（本件プログラム3）について

1 本件プログラム3の概要

本件プログラム3の概要は、概ね訴状のとおりである。

即ち、騒音計及び振動計によって測定される騒音と振動のうち、一定レベル以上の騒音または振動を計測した場合に、その前後3分程度の騒音または振動を記録し、その記録データをプリントアウトできるようにしたプログラムである。

2 本件プログラム3が著作物でないこと

- (1) プログラム著作物において、言語、規約、解法には、著作権が及ばない（著

作権法10条3項)。

- (2) 本件プログラム3のソースコードは、プログラミング言語 Visual Basic で記述されているところ、そのソースコードを整理すると、乙第1号証のとおりとなる。

この乙第8号証の1のうち、右側に赤字で「規約」と記載した箇所は、著作権が及ばない「規約」に該当するものであり、記載されているものは語句や数字であって思想又は感情を表現したものではない。

また、この乙第8号証の1のうち、「解法」と記載した箇所は、著作権が及ばない「解法」に該当するものであり、記述されているものは一般的な構文、命令文であって創作性がない。また、多くの記述は、インターネット上に公開されたサンプルプログラムが使用されており、原告が創作したものではない。

- (3) よって、本件プログラム3は、原告の著作物に当たらず、原告は本件プログラム3の著作権者ではない。

第3 サイレントロボについて

- 1 サイレントロボは本件プログラム3より以前に制作されたものであること

- (1) 原告は、原告が制作し平成17年4月30日に納品した本件プログラム3を基礎として、被告がサイレントロボを制作した旨主張する。
- (2) しかし、被告がサイレントロボを制作したのは、平成15年10月である(乙3)。それ以降、被告は、サイレントロボを各地に設置している(乙5)。
- (3) このように、原告が本件プログラム3を制作した以前に、被告はサイレントロボを製作販売しているのだから、サイレントロボは本件プログラム3を基礎にしていけないことは明らかである。

したがって、サイレントロボについて、被告に原告の著作権侵害は成立しておらず、また、サイレントロボのソースコードを開示する必要はない。

以上